新潟市水道局業務部財務課長

浄青施22第1号 ポンプ施設整備工事の総合評価に係る補足説明について

平成22年10月4日に公告いたしました標記工事に係る技術評価点の算定につきまして、下記の とおり補足説明します。

記

- I.「2. 技術資料の提出について」(個別説明書)
 - ◆2-(2)技術評価点に加算する同種・類似工事の施工実績規模等

基準となる「容量」とは、土木構造物または建築構造物における地下部分となる構造物の内空 部体積をいいます。

- ◆ 2 (4) 簡易な施工計画で求める所見
- ②でいう「水槽を備えた躯体コンクリート」とは、躯体の一部に水槽が設けられている構造物のコンクリートのことです。
- Ⅱ 「3.技術資料の作成について」(個別説明書)
 - ◆3-(5)-B)企業体として入札に参加する場合
 - ア.『簡易な施工計画』は、「企業体としての提案」を評価します。
 - イ.『工事成績』は、「企業体の代表者の工事成績」を評価します。
 - ウ.『施工実績』は、「企業体の代表者の施工実績」を評価します。 企業体の代表者が「企業体の構成員としての実績」を有する場合も可とします。
 - エ.『配置予定技術者の施工実績』は、前項ウ. に準じて評価します。 企業体の構成員の技術者を配置することも可能ですが、加点対象となりません。